

平成  
24  
年度

# 税制改正のあらまし

法人会 速報版



法人会キャラクター けんた

## 1 法人税関係

### (1) 研究開発税制の延長

試験研究費の増額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる措置の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

### (2) 環境関連投資促進税制の拡充

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定規模以上のものに限定した上で、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をして1年内に事業供用した場合には、初年度即時償却ができることがあります。

	現 行	改正案
取得・事業供用時期	平成23年6月30日 ～ 平成26年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日
特別償却限度額	取得価額×30%	取得価額－普通償却限度額

(注) 中小企業者等については、取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用が可能です。

#### 適用時期

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得し、事業供用したエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます。

### (3) 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象資産の範囲の見直しを行うとともに、その適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

#### 《対象資産の範囲》

特定機械装置等	現 行	改正案
機械・装置	1台160万円以上	同左
器具・備品	電子計算機、デジタル複合機（複数台合計で120万円以上） ★デジタル複合機の範囲の見直し ★試験機器等を範囲に追加	電子計算機、デジタル複合機（複数台合計で120万円以上）
ソフトウェア 貨物自動車 内航船舶	複数基合計で70万円以上 車両総重量3.5t以上 取得価額×75%	同左 同左 同左

#### 適用時期

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をして、事業供用した特定機械装置等について適用されます。

### (4) 交際費等の課税の特例の延長

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。また、中小法人（資本金1億円以下の法人）に係る損金算入の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

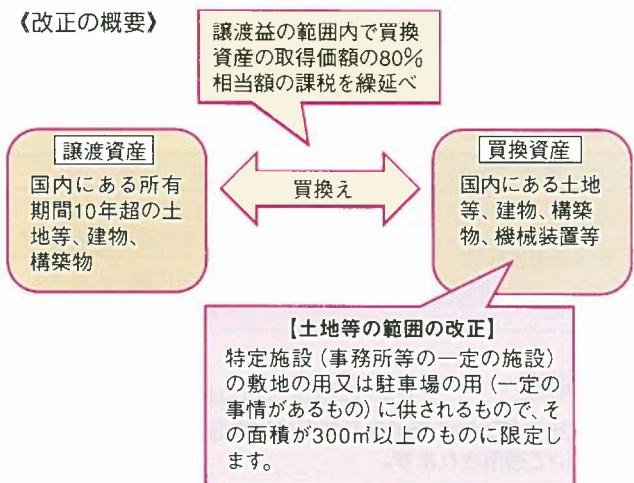
### (5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却（合計額300万円が限度）の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

### (6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長・見直し

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、一定の買換資産の適用範囲の見直しを行った上、その適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されます。

#### 《改正の概要》



#### 適用時期

平成24年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産について適用されます。

## (7) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

## 2 所得税関係

### (1) 給与所得控除・特定支出控除の見直し

#### ① 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に上限が設けられます。

給与等の収入金額1,500万円超の給与所得控除額の計算	
現 行	改正案
収入金額×5%+170万円 (上限なし)	245万円を上限とする

#### 適用時期

平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。

#### ② 特定支出控除の見直し

特定支出控除制度（特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額を、確定申告を通じて給与所得の計算上、給与所得控除に上乗せして控除できる制度）について、特定支出の範囲が拡大されるとともに、適用判定基準の見直しが行われます。

#### (イ) 特定支出の範囲の拡大

現行の特定支出の範囲	改正案（特定支出の範囲に追加される支出）
・通勤費 ・転居費 ・研修費 ・資格取得費（弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費を除く） ・帰宅旅費	・職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費 ・勤務必要経費（職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する制服等の衣服費、職務に通常必要な交際費の合計額で、65万円が上限）

#### (ロ) 適用判定基準の見直し

特定支出の額が次の額を超える場合に適用されます。  
(役員給与にも適用されます)

現 行	改正案
給与所得控除額	給与等の収入金額1,500万円以下 → 給与所得控除額×1/2 給与等の収入金額1,500万円超 → 125万円

#### 適用時期

平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。

### (2) 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

役員等としての勤続年数が5年以下の者が支払いを受ける役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。

#### 《退職所得の計算》

退職者の区分	現 行	改正案
勤続年数 5年以下の役員等	退職所得＝ (収入金額－ 退職所得控除額) ×1/2	退職所得＝ 収入金額－ 退職所得控除額
上記以外の者		退職所得＝ (収入金額－ 退職所得控除額) ×1/2

#### 《退職所得控除額の計算》

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	70万円×（勤続年数－20年）+800万円

#### 適用時期

平成25年分以後の所得税について適用されます。なお、個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

### (3) 住宅税制の改正

#### ① 住宅ローン減税制度の拡充（認定低炭素住宅の特例の創設）

住宅ローン減税制度について、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅の新築等をして平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が次のとおりとなります。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年	4,000万円	1.0%
平成25年	10年	3,000万円	1.0%

#### ② 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の改正

本特例の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限を現行の100万円から50万円に引き下げた上、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されます。

#### 適用時期

平成24年1月1日以後に認定長期優良住宅を居住の用に供する場合について適用されます。

#### ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

本特例の適用対象となる譲渡資産に係る譲渡価額要件が次のとおり引き下げられた上、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されます。

#### 《譲渡価額要件》

現 行	改正案
譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であること	譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1.5億円以下であること

#### 適用時期

平成24年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

#### (4) その他

- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されます。
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されます。

#### (4) 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例の改正

源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき源泉徴収した所得税の納期限が翌年1月20日（現行：翌年1月10日）とされます。

これに伴い、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限を翌年1月20日としている納期限の特例が廃止されます。

	現 行	改正案	
給与支払月	1月～6月分	7月～12月分	1月～6月分
納期の特例	7月10日	翌年1月10日	7月10日
納期限の特例	—	翌年1月20日	—

#### 適用時期

平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

### 3 資産税関係

#### (1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

本制度における非課税限度額（現行：1,000万円）が次のとおり拡充され、適用期限が平成26年12月31日まで延長されます。

#### (イ) 非課税限度額

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋（注1）	左記以外の住宅用家屋（注2）
平成24年中	1,500万円	1,000万円
平成25年中	1,200万円	700万円
平成26年中	1,000万円	500万円

（注1） 東日本大震災の被災者については、平成24年中から平成26年中まで非課税限度額が1,500万円となります。

（注2） 東日本大震災の被災者については、平成24年中から平成26年中まで非課税限度額が1,000万円となります。

#### 【東日本大震災の被災者】

東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含みます）をいいます。

#### (ロ) 面積制限

適用対象となる住宅用家屋の床面積は、東日本大震災の被災者を除き、240m<sup>2</sup>以下となります。

#### 適用時期

平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

#### (2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されます。

#### (3) 相続税の連帯納付義務の改正

相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務が解除されます。

- ・ 申告期限等から5年を経過した場合（注）
- ・ 担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合

（注）申告期限等から5年経過時点ですでに連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることがあります。

#### 適用時期

平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用されます。ただし、同日において未納となっている相続税についても同様の取り扱いとなります。

### 4 國際課税関係

#### 国外財産調書制度の創設

その年の12月31日において価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、翌年3月15日までに、所轄税務署長へ提出することが義務付けられます。

#### 適用時期

平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に適用されます。

### 5 地球温暖化対策関係

#### 地球温暖化対策のための税導入

石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO<sub>2</sub>排出量に応じた税率が次のとおり上乗せされます。

	原油・石油製品 [1kl当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]
現 行	2,040 円	1,080円	700円
平成24年10月1日から	2,290円	1,340円	920円
平成26年4月1日から	2,540円	1,600円	1,140円
平成28年4月1日から	2,800円	1,860円	1,370円

#### 適用時期

平成24年10月1日から適用されます。

\*このパンフレットは、平成23年12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正大綱等に基づいています。  
今後の国会審議等にご留意ください。

# 平成23年度税制改正等

(平成23年12月2日公布分)

## 1 法人税率の改正・復興特別法人税

平成23年度税制改正の修正法が平成23年12月2日に公布・施行されたことから、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が4.5%（中小法人に対する軽減税率は3%）引き下げられることになりました。

なお、指定期間（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間）内に最初に開始する事業年度から3年間については、東日本大震災からの復興財源として復興特別法人税が課税されます。復興特別法人税の税率は課税標準となるその事業年度の法人税額の10%相当額とされます。

### 《法人税率の改正前後の比較》

	改正前		改正後	
	年800万円以下の所得	年800万円超の所得	年800万円以下の所得	年800万円超の所得
中小以外法人	30%	30%	25.5% (28.05%)	25.5% (28.05%)
中小法人	18%	30%	15% (16.5%)	25.5% (28.05%)

※ 中小法人とは、資本金又は出資金額が1億円以下の法人をいいます。また、上記表中の（ ）書きは復興特別法人税を加算した税率になります。

## 2 復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの所得税に東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税の税率はその年の源泉分離課税や申告分離課税を含むすべての所得税額の2.1%相当額とされます。

## 3 個人住民税の税率の特例

個人住民税均等割について、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として平成26年度から平成35年度までの道府県民税・市町村民税がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。この結果、標準税率(税額)は5,000円(改正前:4,000円)になります。

## 4 更正の請求期間の延長

更正の請求の期間が原則5年(改正前:1年)に延長されました。これと併行して税務署長が増額更正できる期間も所得税・消費税などが原則5年(改正前:3年)に延長されました。なお、不正がある場合の除斥期間は現行の7年のままとされます。

また、贈与税と、移転価格税制に係る法人税の更正の請求期間は6年(改正前:1年)、法人税の純損失に係る更正の請求期間は9年(改正前:1年)に延長されました。

なお、更正の請求の対象範囲の拡大等も行われました。

### 適用時期

更正の請求期間の延長は、原則平成23年12月2日以後に法定申告期限が来る国税について適用されます。

### 法人会

### 「ワンコイン(500円)募金運動」

へのご協力のお願い



○東日本大震災で被災した法人会を支援するために、ワンコイン募金(500円)を実施しています。

○お預かりした募金は仲間である被災した法人会の復旧・復興のための活動費・運営資金等に使用させていただきますので、ご協力をお願い致します。

○詳しくは、お近くの法人会までお問い合わせください。

中京AC事務局

## 「経営者の声～法人会アンケート調査システム～」へのご協力のお願い

■全法連では、さまざまな業種の経営者が集う法人会の規模・特性を活かし、携帯電話・パソコンで簡単に登録できるアンケート調査システムを導入しました。

■会員の皆様には、ご自身のメールアドレスをご登録いただきまると、全法連から景況感などの各種アンケートをメールでお送りします。このアンケートに対し、会員ご自身で回答し、返信いただく仕組みです。

趣旨にご賛同賜りまして、更に多くの皆様にご登録頂きますようお願い申し上げます。

### 【携帯電話での登録】

このQRコードを読み取り、表示されたメールアドレスに空メールを送ると、確認メールが届きますので、画面の指示に従い登録してください。



### 【パソコンでの登録】

全法連HPに専用ページがございます。このページの「パソコンでの登録はこちから」ボタンをクリックし、表示されたメールアドレスに空メールを送ると、確認メールが届きます。

■登録に関してご不明な点は、お近くの法人会事務局または全法連担当者までご連絡ください。